

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 9 号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第11項中「及び京北出張所」を「，京北出張所及び伏見区役所神川出張所（以下「神川出張所」という。）」に改め，同条第12項中「及び京北出張所」を「，京北出張所及び神川出張所」に改め，同条第14項中「保険年金課」の右に「並びに神川出張所」を加え，同条中第19項を第20項とし，第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ，同条第14項の次に次の1項を加える。

15 神川出張所に属する職員は，その職にある間，辞令を用いることなく，全ての福祉介護課及び京北出張所の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第11項各号列記以外の部分中「及び京北出張所」を「，京北出張所及び神川出張所」に改め，同条第14項第1号中「福祉介護課」の右に「及び神川出張所」を加え，同条第18項中「前条第18項」を「前条第19項」に，「同条第19項」を「同条第20項」に改め，同項を同条第19項とし，同条第17項中「前条第17項」を「前条第18項」に改め，同項を同条第18項とし，同条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第17項」に改め，同項を同条第17項とし，同条第15項中「前条第15項」を「前条第16項」に改め，同項を同条第16項とし，同条第14項の次に次の1項を加える。

15 前条第15項の規定により兼職されたものとみなされる職員は，第11項各号に掲げる事務で，福祉介護課及び京北出張所の所管に属するものに従事させる。

附 則

この規則は，平成25年5月7日から施行する。

(行財政局人事部人事課)